

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 51  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

## 新型コロナウイルス感染症に係る検査料の取扱い 及び 新たに保険適用となった検査について

6月28日、厚労省より「検査料の点数の取扱いについて」が発出されました。7月1日より、SARS-CoV-2とRSウイルスを同時鑑別するPCR検査が新たに保険適用となります。その他のPCR検査については、検査の委託の有無に関わらず700点となり、検査委託の点数が引き下げとなります。

また、外リンパ瘻の診断の為にコクリントモプロテイン（CTP）検出が新たに保険適用となりました。

### ●新型コロナウイルス感染症に係る検査料について

検査項目	現在	2022年7月1日～
SARS-CoV-2核酸検出 (検査委託)	850点	<u>700点</u>
SARS-CoV-2核酸検出 (検査委託以外)	700点	700点
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出（検査委託）	850点	<u>700点</u>
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出（検査委託以外）	700点	700点
SARS-CoV-2・RSウイルス 核酸同時検出（検査委託）	—	<u>700点（新設）</u>
SARS-CoV-2・RSウイルス 核酸同時検出（検査委託以外）	—	<u>700点（新設）</u>

※「SARS-CoV-2核酸検出」、「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」、「SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出」はそれぞれ併せて算定不可。

※ 抗原検出の検査料については変更なし。

### ●外リンパ瘻診断のためのコクリントモプロテイン（CTP）検出について

検査項目	現在	2022年7月1日～
コクリントモプロテイン (CTP) 検出	—	<u>460点（新設）</u>

※本検査を実施した場合のD026【検体検査判断料】は、「1尿・糞便等検査判断料」（34点）を算定する。

《出典》

・令和4年6月28日付 保医発0628第4号「検査料の点数の取扱いについて」

